

【東町地区地区計画の内容】

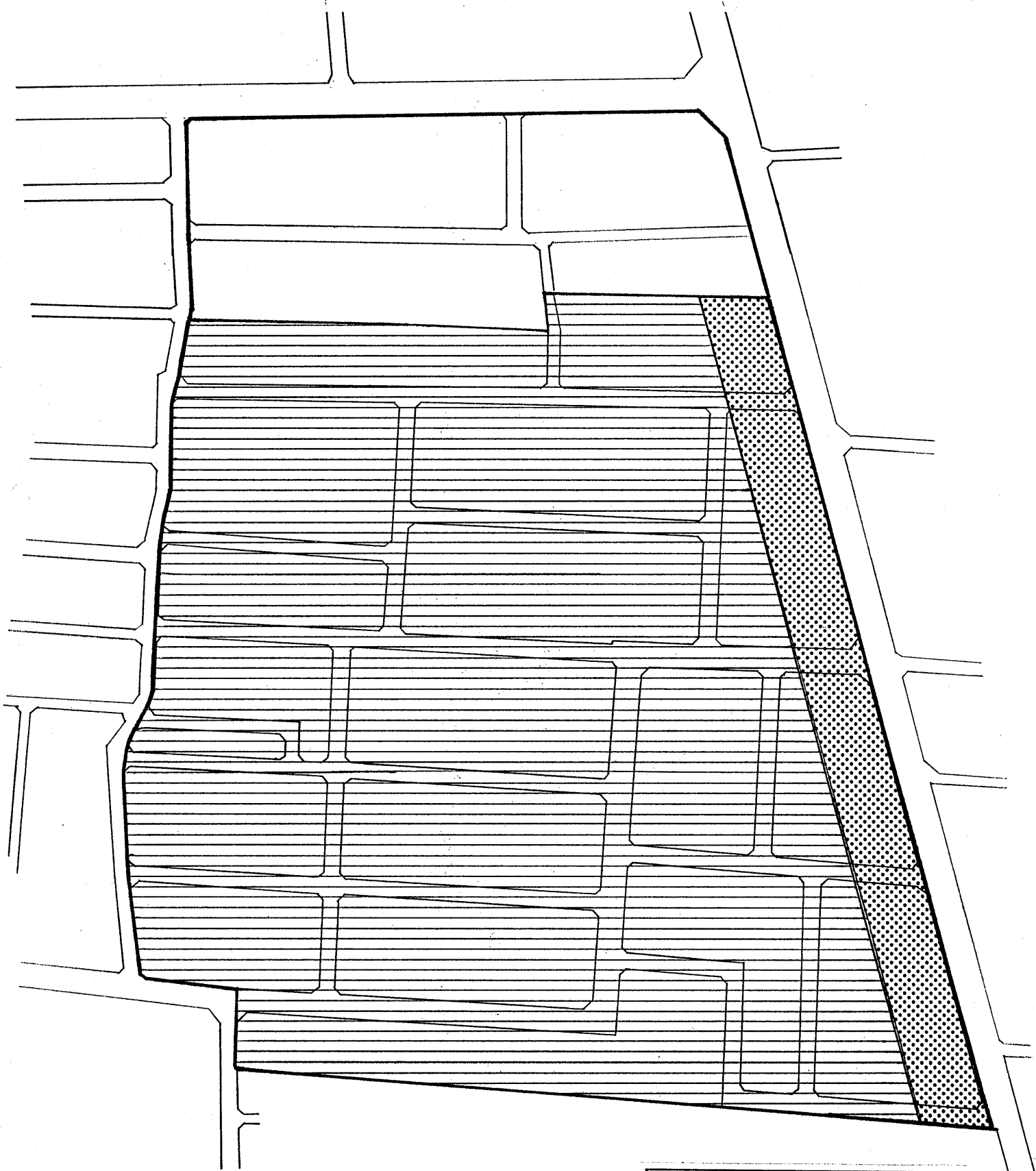
名 称	東町地区地区計画	
位 置	入間市東町三丁目及び六丁目の各一部	
面 積	約10.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、西武鉄道池袋線武蔵藤沢駅から北へ約1.5kmに位置し、現在、土地区画整理事業による基盤整備が行われ、優良な住宅地形成を推進しているところである。そこで、地区計画の策定により、土地区画整理事業の効果の維持及び促進並びに住宅地としての健全な土地利用を誘導しつつ、本市の都市づくりのテーマである「香り豊かな緑の文化都市」にふさわしい居住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区の土地利用は、地区の位置づけ、上位計画等に従って、中層の戸建及び共同住宅を誘導していくことを基本とするが、近隣及び地区内における既存の優良な戸建住宅地の居住環境を損なうことがないように配慮し、適切な規制及び誘導をする。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、土地区画整理事業により道路、公園等が整備されていることから、その機能及び環境が損なわれないよう配慮し、適切な維持及び保全を図るものとする。なお、地区の一体的な土地利用の展開を目指すものとして、北側の区域については、中層住宅地としての環境形成に配慮した公共施設の充実を図る。
	建築物等の整備の方針	1. 良好な居住環境を保全していくため、建築物等の用途、建築物の高さ及び敷地面積の最低限度等の制限を行う。 2. 快適な町並み景観を創出するため、屋外広告物の表示制限及びかき又はさくの制限を行う。 3. 敷地の地盤高は、周辺的环境を損なわないよう誘導する。

地	位 置	入間市東町三丁目及び六丁目の各一部		
	面 積	約8.4ha		
区 建 築 物 等 に 関 連 す る 事 項	地区の区分	区分の名称	A 地 区	
		区分の面積	約7.5ha	
	建築物等の用途の制限			B 地 区
				次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. カラオケボックス。 2. パチンコ屋。 3. 麻雀屋。 4. 次の用途に供する部分が、3,000㎡を超えるもの。 (1) 店舗、事務所。 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場等のスポーツ施設。 (3) ホテル、旅館。
建築物の敷地面積の最低限度		110㎡		

地 区 建 築 物 等 に 関 係 す る 計 画 事 項	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、15mを超えてはならない。また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5mを加えたもの以下としなければならない。	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物は、埼玉県屋外広告物条例第4条の禁止地域とみなし、表示面積等は、埼玉県屋外広告物条例施行規則別表第1の1の禁止地域の基準に準ずる。	
		建築物の外壁及び屋根の色彩は、良好な町並み景観の維持及び増進のうえから、地区の環境と調和したものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	生垣又は透視可能な柵等を原則とする。ただし、透視不可能なブロック塀等の場合は、宅地地盤面から1.3m以下の高さとする。	
備考			

「区域及び地区の区分については別紙図面のとおりに」

区域及び地区の細区分図



凡	例
地区計画区域	
A 地区	
B 地区	